

## 北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 要綱第4条第1項に規定する補助対象事業の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 木造住宅 別表第1項及び第2項に該当するもの
- 二 分譲マンション及び賃貸マンション 別表第1項及び第3項に該当するもの
- 三 特定建築物 別表第1項及び第4項に該当するもの
- 四 ブロック塀等 別表第5項に該当するもの

(木造住宅の補助金の額)

第4条 木造住宅の耐震改修工事監理及び耐震改修工事に対する補助金の額は、住宅1戸につき1,000,000円を上限とし、耐震改修工事監理及び耐震改修工事に要する経費を合算した額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額に5分の4を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 耐震シェルター等設置に対する補助金の額は、住宅1戸につき150,000円を上限とし、購入または設置に要する経費の相当額に23.0%を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(分譲マンションの補助金の額)

第5条 分譲マンションの耐震診断に対する補助金の額は、1棟につき2,000,000円に住宅1戸あたり30,000円を加えた額を上限とし、耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額に3分の2を乗じて得た額、もしくは耐震診断を行う部分の延べ面積に1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡を乗じて合計した額に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 分譲マンションの耐震設計及び耐震改修工事監理に対する補助金の額は、住宅1戸につき500,000円を上限とし、耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 分譲マンションの耐震改修工事に対する補助金の額は、住宅1戸につき500,000円（耐震設計又は耐震改修工事監理において補助金の交付を受けている場合はその額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の額の1/3に相当する額、もしくは耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡あたり50,200円（耐震診断の結果、 $I_s$ 値が0.3未満相当の場合は55,200円）を乗じて得た額の1/3に相当する額のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(賃貸マンションの補助金の額)

第6条 賃貸マンションの耐震診断に対する補助金の額は、1棟につき1,500,000円を上限とし、耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額に3分の2を乗じて得た額、もしくは耐震診断を行う部分の延べ面積に1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡を乗じて合計した額に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 賃貸マンションの耐震設計及び耐震改修工事監理に対する補助金の額は、住宅1戸につき300,000円を上限とし、耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 賃貸マンションの耐震改修工事に対する補助金の額は、住宅1戸につき300,000円（耐震設計又は耐震改修工事監理において補助金の交付を受けている場合はその額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の額の1/3に相当する額、もしくは耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡あたり50,200円（耐震診断の結果、I s値が0.3未満相当の場合は55,200円）を乗じて得た額の1/3に相当する額のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。  
（特定建築物の補助金の額）

第7条 特定建築物（大規模特定建築物を除く）の耐震診断に対する補助金の額は、1棟につき1,500,000円を上限とし、耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額に3分の2を乗じて得た額、もしくは耐震診断を行う部分の延べ面積に1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡を乗じて合計した額に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 特定建築物（大規模特定建築物を除く）の耐震設計及び耐震改修工事監理に対する補助金の額は、1棟につき12,000,000円を上限とし、耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 特定建築物（大規模特定建築物を除く）の耐震改修工事に対する補助金の額は、1棟につき12,000,000円（耐震設計又は耐震改修工事監理において補助金の交付を受けている場合はその額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の額の23.0%に相当する額、もしくは耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡あたり51,200円（耐震診断の結果、I s値が0.3未満相当の場合は56,300円）を乗じて得た額の23.0%に相当する額のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

（大規模特定建築物の補助金の額）

第8条 大規模特定建築物の耐震設計及び耐震改修工事監理に対する補助金の額は、1棟につき12,000,000円を上限とし、耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 大規模特定建築物の耐震改修工事に対する補助金の額は、1棟につき24,000,000円（耐震設計又は耐震改修工事監理において補助金の交付を受けている場合はその額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）

の額の23.0%に相当する額、もしくは耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡あたり51,200円（耐震診断の結果、I<sub>s</sub>値が0.3未満相当の場合は56,300円）を乗じて得た額の23.0%に相当する額のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

- 3 大規模特定建築物のうち不特定多数の者が利用する建築物については、前項に規定する補助金の上限額について、「24,000,000円」を「100,000,000円」に読み替えて適用するものとする。

（ブロック塀等の補助金の額）

第9条 ブロック塀等の除却工事に対する補助金の額は、補助対象工事1件につき150,000円を上限とし、除却するブロック塀等の見付面積1㎡につき10,000円を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額、またはブロック塀等の除却工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第10条 要綱第5条に規定する補助金の交付申請において、木造住宅の場合に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 補助対象事業を行う住宅又は建築物等（以下、「補助対象建築物」という。）の位置図
- 二 補助対象建築物の配置図、各階平面図及び二面以上の外観写真
- 三 補助対象建築物の建築年月（又は工事着手年月）を明らかにする書類
- 四 補助対象建築物の構造、階数、面積を明らかにする書類
- 五 所有者等を証する書類
- 六 納税証明書（申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）
- 七 補助金交付申請者（法人）代表者・役員リスト（様式第47号）
- 八 施工業者等（元請）代表者・役員リスト（様式第48号）
- 九 事業費財源表（様式第49号）
- 十 耐震診断結果報告書
- 十一 交付申請額算出表（木造住宅）（様式第50号）
- 十二 木造住宅の耐震改修工事監理及び耐震改修工事に要する経費が確認できる見積書の写し
- 十三 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 要綱第5条に規定する補助金の交付申請において、耐震診断の場合に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 前項第一号から第九号に掲げる書類
- 二 交付申請額算出表（耐震診断）（様式第51号）
- 三 耐震診断に要する経費が確認できる見積書の写し
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 要綱第5条に規定する補助金の交付申請において、耐震設計の場合に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 前項第一号から第九号に掲げる書類
- 二 交付申請額算出表（耐震設計）（様式第52号）
- 三 耐震診断結果報告書
- 四 耐震設計に要する経費が確認できる見積書の写し

- 五 大規模特定建築物にあつては、当該建築物であることを行政庁が確認した書類
  - 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 要綱第5条に規定する補助金の交付申請において、耐震改修工事監理の場合に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 第1項第一号から第九号に掲げる書類（区分所有建築物の場合は、第五号において、補助対象事業の実施に対する管理組合の議決書、又はこれに代わる書面を含む。）
  - 二 交付申請額算出表（耐震改修工事監理）（様式第53号）
  - 三 耐震診断結果報告書
  - 四 耐震改修工事に係る補強計画書及び補強計画図（耐震判定機関による評価書の写しを含む）
  - 五 耐震改修工事監理に要する経費が確認できる見積書の写し
  - 六 大規模特定建築物にあつては、当該建築物であることを行政庁が確認した書類
  - 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 要綱第5条に規定する補助金の交付申請において、耐震改修工事の場合に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 第1項第一号から第九号に掲げる書類（区分所有建築物の場合は、第五号において、補助対象事業の実施に対する管理組合の議決書、又はこれに代わる書面を含む。）
  - 二 交付申請額算出表（耐震改修工事）（様式第54号）
  - 三 耐震診断結果報告書
  - 四 耐震改修工事に係る補強計画書及び補強計画図（耐震判定機関による評価書の写しを含む）
  - 五 耐震改修工事に要する経費が確認できる見積書の写し
  - 六 大規模特定建築物にあつては、当該建築物であることを行政庁が確認した書類
  - 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 6 要綱第5条に規定する補助金の交付申請において、耐震シェルター等設置の場合に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 第1項第一号から第九号に掲げる書類
  - 二 交付申請額算出表（耐震シェルター等設置）（様式第55号）
  - 三 耐震診断結果報告書
  - 四 補助対象事業を行う住宅において、高齢者等が居住していることが確認できる書類
  - 五 高齢者等であることが確認できる書類
  - 六 耐震シェルター等設置に要する経費が確認できる見積書の写し
  - 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 7 要綱第5条に規定する補助金の交付申請において、ブロック塀等の除却工事の場合に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 第1項第一号から第九号（第二号、第三号および第四号を除く）に掲げる書類
  - 二 交付申請額算出表（ブロック塀等）（様式第56号）
  - 三 ブロック塀等の外観写真（道路側、敷地側それぞれ2枚程度）
  - 四 現況のブロック塀等の構造、延長、高さを記入した除却の範囲が分かる除却計画図
  - 五 補助対象事業を実施する一団の土地の権利関係を明らかにする書類
  - 六 ブロック塀等の除却工事に要する経費が確認できる見積書の写し
  - 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(全体設計承認の申請)

第10条の2 要綱第5条の2に規定する全体設計の承認申請において添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 補助対象事業を行う住宅又は建築物の位置図
- 二 補助対象建築物の配置図、各階平面図及び二面以上の外観写真
- 三 補助対象建築物の建築年月（又は工事着手年月）を明らかにする書類
- 四 補助対象建築物の構造、階数、面積を明らかにする書類
- 五 耐震改修工事にあつては、施工計画図等の書類
- 六 大規模特定建築物にあつては、当該建築物であることを行政庁が確認した書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の変更)

第11条 要綱第7条第1項に規定する補助金交付変更申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 前条に規定する書類のうち変更となるもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 要綱第7条第1項に規定する軽微なものとは、交付の決定を受けた補助金の額の変更を伴わないものとする。
- 3 前項の軽微な変更が生じる場合は、すみやかに別に定める軽微な変更届に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。
- 一 前条に掲げる書類のうち変更となるもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了実績報告)

第12条 要綱第8条に規定する完了実績報告書において、耐震診断の場合に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 耐震診断結果報告書
  - 二 耐震診断の契約を明らかにする書類の写し（契約書、注文書等）
  - 三 事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
  - 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 要綱第8条に規定する完了実績報告書において、耐震設計の場合に添付する書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 耐震補強計画書（分譲マンション、賃貸マンション及び特定建築物の場合は耐震判定機関による評価書の写しを含む）
  - 二 実施設計に係る成果物の写し（実施設計について補助金の交付を受ける場合に限る）
  - 三 耐震設計の契約を明らかにする書類の写し（契約書、注文書等）
  - 四 事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
  - 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 要綱第8条に規定する完了実績報告書において、耐震改修工事監理の場合に添付する書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 耐震改修工事監理報告書（写真を含む）
  - 二 耐震改修工事監理の契約を明らかにする書類の写し（契約書、注文書等）
  - 三 事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
  - 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 要綱第8条に規定する完了実績報告書において、耐震改修工事又は耐震シェルター等設置の場合に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 施工写真
- 二 耐震改修工事又は耐震シェルター等設置の契約を明らかにする書類の写し（契約書、注文書等）
- 三 事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 要綱第8条に規定する完了実績報告書において、ブロック塀等の除却工事の場合に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 施工写真（施工前、施工中、施工後それぞれ2枚程度）
- 二 ブロック塀等の除却工事の契約を明らかにする書類の写し（契約書、注文書等）
- 三 事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第13条 要綱第10条第1項に規定する補助金交付請求書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 北九州市会計関係帳票規則第15号様式
- 二 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（代理受領）

第14条 補助金交付申請者は、補助金の請求及び受領を施工業者等に委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領予定届（以下、「予定届」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 補助金交付申請者は、代理受領の中止を行うときは、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領中止届により、市長に届け出なければならない。

3 補助金交付申請者は、別に定める代理受領に係る委任状（以下、「代理受領委任状」という。）を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を施工業者等に委任することができる。

4 代理受領委任状により補助金交付申請者の委任を受けた施工業者等（以下、「代理受領者」という。）は、別に定める代理受領に係る補助金交付請求書（以下、「代理受領補助金交付請求書」という。）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

5 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 実施した事業に係る補助金交付決定者宛ての請求書
- 二 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

6 市長は、代理受領補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を代理受領者に交付するものとする。

（利用の取消し）

第15条 市長は、補助金交付申請者又は代理受領者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

- 一 補助金の交付決定を取り消した場合
- 二 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- 三 法令又はこの要綱に違反した場合

四 その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

(規定の準用)

第16条 予定届の提出があった場合、代理受領に関して、要綱第10条、要綱第11条、要綱第14条及び要綱第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助金交付決定者」とあるのは、「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金交付請求書」と読み替える。

(様式)

第17条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別 記 様 式
第5条	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震診断）	様式第1号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震設計）	様式第2号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事監理）	様式第3号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事）	様式第4号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（木造住宅）	様式第5号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震シェルター等設置）	様式第6号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（ブロック塀等）	様式第7号
第5条の2	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業全体設計承認（変更）申請書	様式第8号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業全体設計承認（変更）通知書	様式第9号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業全体設計不承認通知書	様式第10号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業全体設計承認申請取下げ届	様式第11号
第6条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定通知書	様式第12号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（耐震シェルター等設置）	様式第13号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（ブロック塀等）	様式第14号
第6条第3項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金不交付決定通知書	様式第15号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金不交付決定通知書（耐震シェルター等設置）	様式第16号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金不交付決定通知書（ブロック塀等）	様式第17号
第7条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更申請書	様式第18号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更申請書（木造住宅）	様式第19号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更申請書（耐震シェルター等設置）	様式第20号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更申請書（ブロック塀等）	様式第21号
第7条第2項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更通知書	様式第22号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更通知書（耐震シェルター等設置）	様式第23号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更通知書（ブロック塀等）	様式第24号
第8条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震診断）	様式第25号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震設計）	様式第26号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震改修工事監理）	様式第27号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震改修工事）	様式第28号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（木造住宅）	様式第29号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震シェルター等設置）	様式第30号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（ブロック塀等）	様式第31号
第9条	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金額確定通知書	様式第32号

	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金額確定通知書（耐震シェルター等設置）	様式第33号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金額確定通知書（ブロック塀等）	様式第34号
第10条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付請求書	様式第35号
第11条第4項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書	様式第36号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書（耐震シェルター等設置）	様式第37号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書（ブロック塀等）	様式第38号
第12条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ届	様式第39号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ届（木造住宅）	様式第40号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ届（耐震シェルター等設置）	様式第41号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ届（ブロック塀等）	様式第42号
第13条	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業申請等事務代行届	様式第43号
第14条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金返還命令書	様式第44号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金返還命令書（耐震シェルター等設置）	様式第45号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金返還命令書（ブロック塀等）	様式第46号

2 この要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 領	名 称	別 記 様 式
第10条第1項	補助金交付申請者（法人）代表者・役員リスト	様式第47号
	施工業者等（元請）代表者・役員リスト	様式第48号
	事業費財源表	様式第49号
	交付申請額算出表（木造住宅）	様式第50号
第10条第2項	交付申請額算出表（耐震診断）	様式第51号
第10条第3項	交付申請額算出表（耐震設計）	様式第52号
第10条第4項	交付申請額算出表（耐震改修工事監理）	様式第53号
第10条第5項	交付申請額算出表（耐震改修工事）	様式第54号
第10条第6項	交付申請額算出表（耐震シェルター等設置）	様式第55号
第10条第7項	交付申請額算出表（ブロック塀等）	様式第56号
第11条第3項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業軽微な変更届	様式第57号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業軽微な変更届（木造住宅）	様式第58号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業軽微な変更届（耐震シェルター等設置）	様式第59号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業軽微な変更届（ブロック塀等）	様式第60号
第14条第1項	代理受領予定届	様式第61号
第14条第2項	代理受領中止届	様式第62号
第14条第3項	代理受領委任状	様式第63号
第14条第4項	代理受領補助金交付請求書	様式第64号

附 則

1 この要領は、平成21年6月5日から実施する。

（要綱の改定）

2 北九州市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要領（平成18年8月23日）は、この要領に改定する。



(経過措置)

3 北九州市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要領（平成18年8月23日）に基づき行われている事業については、この要領で定める事業であるものとみなす。

附 則（平成21年9月16日改正）

1 この改正は、平成21年9月16日から実施する。

附 則（平成23年4月1日改正）

1 この改正は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第5条第2項及び第3項ならびに第6条第1項及び第2項に規定する補助金の額等において、平成25年4月1日以降に事業着手するものについては、「500,000円」を「300,000円」に、「23.0%」を「15.2%」に読み替えて適用するものとする。

附 則（平成23年9月6日改正）

1 この改正は、平成23年9月6日から実施する。

(要綱の改定)

2 北九州市住宅耐震改修工事費等補助金交付要領（平成23年4月1日）は、この要領に改定する。

(経過措置)

3 第5条第2項及び第3項ならびに第6条第3項に規定する補助金の額等において、平成25年4月1日以降に事業着手するものについては、「500,000円」を「300,000円」に、「23.0%」を「15.2%」に読み替えて適用するものとする。

4 北九州市住宅耐震改修工事費等補助金交付要領（平成23年4月1日）に基づき行われている事業については、この要領で定める事業であるものとみなす。

附 則（平成24年4月1日改正）

1 この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成25年4月1日改正）

1 この改正は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第5条第2項及び第3項、第6条第3項、並びに第7条第3項に規定する補助金の額等について、平成28年4月1日以降に補助対象事業に着手するものについては、「500,000円」を「300,000円」に、「23.0%」を「15.2%」に読み替えて適用するものとする。

附 則（平成26年4月1日改正）

1 この改正は、平成26年4月1日から実施する。

2 第8条、第9条第1項第十一号の規定の適用は、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成28年4月1日改正）

1 この改正は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第5条第2項及び第3項、第6条第3項、並びに第7条第3項に規定する補助金の額等について、令和3年4月1日以降に補助対象事業に着手するものについては、「500,000円」を「300,000円」に、「23.0%」を「15.2%」に読み替えて適用するものとする。

3 第8条第2項及び第3項に規定する補助金の額について、令和5年4月1日以降に耐震設

計に着手するもの及び令和6年4月1日以降に耐震改修工事が完了するものについては、「24,000,000円」及び「100,000,000円」を「12,000,000円」に読み替えて適用するものとする。

附 則（平成29年12月15日改正）

1 この改正は、平成29年12月15日から実施する。

附 則（平成30年4月13日改正）

1 この改正は、平成30年4月13日から実施する。

附 則（平成30年9月4日改正）

1 この改正は、平成30年10月1日から実施する。

附 則（平成30年9月19日改正）

1 この改正は、平成30年10月1日から実施する。

附 則（平成31年4月26日改正）

1 この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和元年10月1日改正）

1 この改正は、令和元年10月1日から実施する。

附 則（令和2年4月1日改正）

1 この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年5月26日改正）

1 この改正は、令和2年6月1日から実施する。

附 則（令和3年2月18日改正）

1 この改正は、令和3年4月1日から実施する。

別表（補助対象事業の要件）

1 共通要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したもの</li> <li>二 補助対象事業により、建築基準法及び関係法令の規定に違反しないもの</li> </ul>
2 木造住宅に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 地階を除く階数が2以下のもの</li> <li>二 補助対象事業が、原則として、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準によるもので、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上に引き上げるものであること（耐震シェルター等設置については、上部構造評点が1.0未満であること）</li> <li>三 住宅以外の用途へ変更する場合は、原則として、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法の基準によるもので、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上に引き上げるものであること</li> </ul>
3 分譲マンション及び賃貸マンションに係る要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 延べ面積が1,000㎡以上で、かつ地階を除く階数が3以上の耐火建築物又は準耐火建築物であるもの</li> <li>二 補助対象事業が、耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示184号。以下「方針」という。）のうち、次のいずれかの基準によるものであること</li> </ul>

	<p>イ 方針別添第1 第二号に規定する基準</p> <p>ロ 方針別添第1 のただし書の規定に基づく認定診断法による基準（ただし、耐震設計を行う場合は、第2次診断もしくはそれと同等以上の診断法による。）</p> <p>三 補助対象事業のうち、耐震設計、耐震改修工事監理及び耐震改修工事については、前号の基準に基づき、I s 値が0. 6 未満のものを0. 6 以上に引き上げるもので、耐震判定機関による評価を受けるもの又は受けたものであること</p>
<p>4 特定建築物に係る要件</p>	<p>一 賃貸マンション、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき市長が設置を認可した保育所及び大規模な事業者が所有する工場でないもの</p> <p>二 補助対象事業のうち、耐震改修工事については、次のいずれかに該当するものであること</p> <p>イ 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提施設等をいう。）</p> <p>ロ 災害時に多数の者に被害が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル等をいう。）</p> <p>ハ 要緊急安全確認大規模建築物のうち耐震改修促進法附則第3条第3号に規定するもの</p> <p>三 補助対象事業が、耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく方針のうち、次のいずれかの基準によるものであること</p> <p>イ 方針別添第1 第二号に規定する基準</p> <p>ロ 方針別添第1 のただし書の規定に基づく認定診断法による基準（ただし、耐震設計を行う場合は、第2次診断もしくはそれと同等以上の診断法による。）</p> <p>四 補助対象事業のうち、耐震設計、耐震改修工事監理及び耐震改修工事については、原則として前号の基準に基づき、I s 値が0. 6 未満のものを0. 6 以上に引き上げるもので、耐震判定機関による評価を受けるもの又は受けたものであること</p>
<p>5 ブロック塀等に係る要件</p>	<p>一 大規模な事業者以外の者であること</p> <p>二 ブロック塀等の除却について、関係権利者の同意が得られていること</p> <p>三 補助金の交付は、一団の土地につき一回限りとする。</p> <p>四 補助対象事業のうち、ブロック塀等除却工事については、単独で行うものとし、その他建築工事等と一体的に行うものでないこと</p> <p>五 補助対象事業のうち、ブロック塀等除却工事については、次のいずれかに該当するものであること</p> <p>イ 危険なブロック塀等の全部（基礎の除却は任意）を除却する工事</p> <p>ロ 危険なブロック塀等で、除却後の高さを道路面から高さ0. 6 未満とするもの</p>

	<p>4 m以下に部分除却する工事</p> <p>ただし、擁壁の上部、または建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内にあるブロック塀等については、全部除却（基礎の除却は任意）する工事のみとする。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------